

# ジロンド憲法 (三) 訳

山本浩三

## 第七篇 立法府

### 第一節 立法府の組織と立法府を構成する

#### 議員の選挙方法

第一条(一七三) 立法府は、一である。立法府は、唯一の議院で構成され、毎年改選される。

第二条(一七四) 立法府の議員は、第三篇第三節に定められた形式においてかつ方法にしたがって、第一次集會に集合した、各県の市民によって任命される。

第三条(一七五) 第一次集會は、この目的のために、毎年五月第一日曜日に集る。

第四条(一七六) 各県が立法府に派遣する代議士の数は、ただ人口だけを基礎に、かつ五〇、〇〇〇人に一代議士の割合で定められる。補欠人の数は、代議士の数と同数である。

第五条(一七七) 人口が二〇、〇〇〇人を超えるときは、その端数に応じて各県にさらに一人の代議士が認められる。人口がこの数を超えないときにはなんらの考慮もはらわれない。

第六条(一七八) 十年ごとに、立法府は、毎年立法府に送られ

る人口表にもとずいて、各県が供給しなければならない代議士の数を告知する。ただし、この中間においては、国民代表にたいしていかなる変更もおこなわれえない。

第七条(一七九) 各県の代議士は、七月の第一日曜日に、前立法府の命令によって指示された場所、または立法府が他の場所を指示しなかったときは、その最後の會議の同じ場所に集る。

第八条(一八〇) はじめの二週間のあいだに、代議士が二〇〇人以上集らないときは、いかなる立法行為をおこなうこともできない。ただしかれらは、欠席議員にすぐにその職務を果すように厳命する。

第九条(一八一) この期間中、會議は、最年長者の主宰の下に開催される。緊急の必要の場合には、會議は、全般的な安全の措置をとることができる。ただしその執行は、暫定的にすぎず、この措置が、立法府が最終的に構成されたのちにその新會議によって追認されないならば、二週間の期間に終了する。

第一〇条(一八二) 一月の期間内に職務を果さない議員は、その補欠人によってとりかえられる。

第一一条(一八三) はじめの二週間がすぎると集った代議士の数がどれほどであろうと、または代議士が二〇〇人以上の数になるやいなや、その議員資格審査のちに、かれらは立法國民議會となる。議會が議長と幹事の選挙によって組織されたとき、議會はその職務の行使をはじめめる。

第一二条(一八四) 議長と幹事の職務は、一時的であり、一月

の期間を超えることができない。

第十三条(一八五) 立法府議員は、かれらがその職務の行使において、述べまたは書いたことのために、いかなる時にも捜査され、起訴され、裁判されえない。

第十四条(一八六) 立法府議員は、犯罪行為のために、現行犯において逮捕されうる。ただしその通知が、ただちに立法府に与えられる。訴追は、立法府が裁判にふす必要があると決定したのちにしか継続することができない。

第十五条(一八七) 現行犯の場合のほかは、立法府議員は、立法府が裁判にふすことについて宣告する前には、警察官吏の前に引致されえないし、拘留もされえない。

## 第二節 立法府の職務

第一条(一八八) 立法権の充分かつ完全な行使は、立法府にのみ属する。

第二条(一八九) 憲法的法律だけは、前条の規定から除かれる。

第三条(一九〇) 立法府から発せられた行為は、法律と命令の二種類に分けられる。

第四条(一九一) 法律を区別する特徴は、その一般性とその無期限の持続である。命令を区別する特徴は、その地方的または特殊的な適用と一定の時期におけるその改新の必要である。

第五条(一九二) つぎのものにかんするすべての行為は、法律という名称の下に包含される。

民事、刑事と警察立法。

つぎのものにかんする一般的規則。

国有地と公共営造物。

全般的行政と歳入の諸部門。

公務員。

貨幣の純分、重量、刻印および名称。

租税の性質と割当、およびその徴収のために設ける必要がある刑罰。

第六条(一九三) つぎのものにかんする立法府の行為は、命令という特別の名でよばれる。

陸軍と海軍の毎年の創設。

フランス領土の外国軍隊の通過の許可または禁止、および共和国の港内に外国の海軍の導入。

歳入の毎年の決定。

直接税の分担額と間接税の税率。

安全と安寧との緊急の予防策。

公の救済と公共土木事業の毎年および一時的の配分。

不慮の支出と臨時の支出。

すべての種類の貨幣の鑄造命令。

一県、一市町村、または大道路の普請、運河の開さく等のようなある種の公共土木事業にたいする地方的かつ特別な処置。

戦争の宣言、条約の締結および外国と関連があるすべてのこと。

執行会議構成員と公務員の責任の執行、および共和国の全

般的安全にたいする陰謀または侵犯の被疑者の訴追または裁判にふすこと。

立法議会の内部規律。

立法議会がその会議を開催する町において設けられる軍隊の配置。

第七条(一九四) 全般的安全と公共の安寧の臨時の処置は、六ヶ月以上持続することができず、その執行は、もしそれが新命令によって改新されないならば、この時期に当然に終る。

### 第三節 会議の開催と法律の作成

第一条(一九五) 立法院の審議は、公開され、かつその会議の議事録は、印刷される。

第二条(一九六) 法律と命令は、投票の絶対多数で定められる。

第三条(一九七) 討議は、成文草案についてのみはじめることができる。

第四条(一九八) 議会の警察、審議の秩序と進行にかんする決定および立法と共和国の全般的行政にいかなる関係もまたない決議にかんする決定だけが、この条文の例外をなす。

第五条(一九九) いかなる法律もいかなる命令も、二回の審議ののちにしか定められえない。すなわち第一回は、法案の承認とその新たな審査への移送だけを決定し、第二回は、それを決定的に採択か否決するためにおこなわれる。

第六条(二〇〇) 法律案または命令案は、それを提出することを望む議員によって議長に委託される。その法案の朗読がお

こなわれる。もし議会がただ一回の朗読について先決問題を採択しないならば、その法案は、印刷され、配布され、かつ議会がその期間を短縮しないかぎり、配布の八日ごにはじめて審議にふせられる。

第七条(二〇一) 法案は、内容について、改正についておよび追加条項についての討議ののちに、否決、裁決延期または承認される。

第八条(二〇二) 法案が承認された場合には、それは理事部へ審査のために送られる。理事部は、つぎに定めるように組織される。

第九条(二〇三) 理事部は、二週間の期間内にその報告をする義務がある。理事部は、それが適当と考えるかぎり、この期間を短縮する権能をもつ。

第一〇条(二〇四) 理事部は、同じ法案あるいは同じ事項についての新法案を提出することができる。ただし理事部が、新法案または承認された法案にたいする追加条項を提出する場合には、審議されうるこれらの新法案の配布と印刷の八日ごにはじめておこなわれる。

第一一条(二〇五) 議会は、それにもかかわらず、それを適当と考える場合には議会に提出された最初の法案に、理事部の法案にたいする優先権を与えることができる。

第十二条(二〇六) すべての新提案は、追加条項にしる命令案にしる、承認され、理事部に送られたのち、かつそれが、さきの諸条項が定めるところに従って、新報告の審査をうけた

のちにはじめて採択されかつ発布されうる。

第三条(二〇七) 立法府は、それが国家に有益であると思うときには、第九条と第一〇条によって定められた期間を短縮することができる。ただしこの審議は、投票によりかつ投票の過半数によってのみ決せられうる。

第四条(二〇八) 緊急動議が採択される場合は、立法府は、審議の日を定めるか、またはそれが即座に決せられることを命じる。

第五条(二〇九) 法律または命令の表題は、これらの手続がつぎの方式によって履行されたことを証明する。

#### 法律

憲法によって定められたところに従い、何日に提案され、何日に承認されかつ理事部に送られて何日に報告されかつ審議され、または何日の緊急の審議によつた、……。

第一六条(二一〇) これらの手続が履行されずに定められたすべての法律または命令は、法律の効力をもたず、かついかなる執行もうけえない。

#### 第四節 理事部の形成

第一条(二一一) 毎月、立法府の内部で一三人で構成される理事部が作られる。この理事部は、承認され、かつ理事部に送付されたすべての法律案または命令案について報告する任にあたる。

第二条(二一二) 理事部構成員は、推せんと選挙の二重投票で

任命される。

第三条(二一二) 推せん名簿には、二六人の名が記載される。

第四条(二一四) 選挙の投票は、ただ一欄だけの投票用紙でおこなわれる。各議員は、かれが好む一三人の候補者をその投票用紙に記名する。任命は、投票の多数によって決定される。

第五条(二一五) 理事部に任命された人びとは、同じ立法期のあいだもはや再選されえない。

第六条(二一六) 各理事部は、それが組織された月中、理事部に送られた承認された法案の報告をする義務がひきつづきある。

#### 第八篇 国民代表の行為についての

##### 人民の審査権と請願権

第一条(二一七) 市民が、憲法、立法または全般的行政の行為について人民の代表者の監視を喚起すること、ある現存の法律の改革またはある新法律の公布を示唆することが有益または必要であると思うときは、その第一次集会の事務局に、その提案を審議するために、もっとも近い日曜日に第一次集会を召集することを請求する権利をもつ。

第二条(二一八) 請求行為は、その文言をもっとも簡単にしたこの提案を提出することである。

第三条(二一九) この請求が、その効果をもつためには、同じ第一次集会の区内に住む五〇人の市民の賛成と署名がなければならぬ。

第四条(二二〇) 請求が出される事務局は、請求と賛成の署名者が投票権をもつかどうかを、第一次集会の構成員の名簿にもとずいて検査する。この場合にはつぎの日曜日に集会を召集する義務がある。

第五条(二二二) この日、集会が形成されると、議長は、提案を読みあげる。討議はすぐにはじまり、その週のあいだつづけられうる。ただし決定はつぎの日曜日に延期される。

第六条(二二三) 指示された日に、審議する必要があるか、ないかの問題について可か否で投票がおこなわれる。

第七条(二二三) 投票者の過半数が、審議する必要があるという意見であれば、事務局は、請求の中にのべられた事項について審議するために、その首都が同じ市町村の区の中にある第一次集会の召集を請求する義務がある。

第八条(二二四) 事務局は、その集会の審議の略式議事録と審議をうながした市民の要求の照合された写しを、その請求に添付する義務がある。

第九条(二二五) この請求にもとずき、請求が出された第一次集会の事務局構成員は、定められた期間内にその集会を召集し、その結果を、請求をおこなう事務局にさし出す。

第一〇条(二二六) 市町村の第一次集会において投票した市民の過半数が、提案について審議する必要があると宣言した場合には、事務局は、県の行政府にその活動の議事録とさし出された市町村の第一次集会の投票の全般的結果をさし出す。同時に事務局は、おなじ提案を審議するために県の第一次集

会を召集することを行政府に請求する。

第一条(二二七) 全般的召集は拒否されない。それは二週間以内におこなわれる。第一次集会はおなじ形式で審議し、その審議の結果を県の行政府にさし出す。

第二条(二二八) 全集計は、公開でおこなわれる。その結果は、県の第一次集会の主都において公表されかつ掲示される。

第三條(二二九) 市民の過半数が、審議する必要があると決定すれば、県の行政府は、立法府にたいして、市民が採択した提案の記述とその審議の結果をさし出し、かつこの事項について考慮することを請求する。

第四条(二三〇) この請求は、すぐに印刷され、全議員に配布され、会議場の内部に掲示され、かつ一週間以内にその報告をするために委員会に送られる。

第五条(三三一) 委員会の報告ご、提案された問題について、討議がおこなわれる。討議はつづけられかつ一週間延期される。おそくともつぎの二週間以内に、この提案について審議する必要があるかないかを知る問題について決定が下される。

第六条(三三二) この問題は、記名投票で議決される。投票の記名の結果は印刷されかつ全県に送られる。

第七条(三三三) 投票の過半数が、肯定すれば、立法府は、二週間を超えない期間内に命令案を提出するために、採択された提案を委員会に送る。

第八条(三三四) この命令案は、ついで討議にふせられ、拒否か承認かされる。後者の場合には、法律の作成のために定

められた一般的規則にしたがって理事部に送られる。

第一九条(二三五) 投票の過半数が審議する必要がないと宣言して、提案を拒否する場合は、投票の記名の結果はおなじく全県に送られる。立法院が提案を承認するにせよそれを拒否するにせよあらゆる場合に、先決問題についての審議は理由をつけることができ、かつ全県に送られる。

第二〇条(二三六) 先決問題について判断を下した命令の取消または提案の実質にもとずいて作られた法律の取消が、他の県の第一次集会によって要求される場合は、立法院は、この提案についてその意見を知るため、共和国の全第一次集会をただちに召集する義務がある。

第二一条(二三七) 問題はつぎの方法で召集命令の中に要約され、提出される。

……の日に、つぎの提案を承認または拒否した立法院の命令の取消について、審議する必要があるかないか。

第二二条(二三八) 命令の取消について審議する必要があるとすることが第一次集会において投票の過半数で決定される場合は、立法院は改選され、かつ命令に賛成投票した議員は、一立法期のあいだ再選されえず、立法院の議員に任命されない。

第二三条(二三九) 命令に賛成投票した議員にかんする前条の規定は、審査権が行使されず、取消が命令または法律の宣告の日から一年の間隔をおいたのちにはじめて要求された場合は、適用されない。

第二四条(二四〇) 命令と第一次集会の一般的希望の表明のあいだに経過しうる期間に立法院の新選挙がある場合、かつ命令に賛成した議員の若干が再選された場合には、かれらは命令の取消についての全般的希望が確認されたのちただちにその地位をかれらの補欠人にゆずらねばならない。

第二五条(二四一) 立法院の改選が、第二二条によっておこなわれる場合は、毎年の再選の時期は、予定より早くなるにすぎない。新立法院はそれが代わった立法機関の期間を終了しかつ法律によって定められた毎年の選挙の時期においてはじめてそれじたい再選される。

第二六条(二四二) 立法院の改選ご、新立法機関は、その審議議会への構成の時期につづく二週間以内に、第一五条、第一六条およびそれ以下に定められた形式において、命令の取消の問題を討議にふたたびふさねばならない。新立法機関がこの事項について与える決定は、おなじく審査権の行使にふせられる。

第二七条(二四三) 憲法に違反するすべての法律および一般的に立法院のすべての行為は、審査権の行使にふせられる。

第二八条(二四四) つぎのものはそれらが改新されなかつたときには、形式的に除かれる。すなわち、命令と単純な行政の行為、地方的かつ部分的利益についての審議、公務員についての監督権と警察権の行使、および全般的安全の処置。

第二九条(二四五) 法律の仮執行は、つねに必ず必要である。

第三〇条(二四六) 立法院は、適当と判断するたびに、本質的

に共和国全体に利害関係をもつ問題について第一次集会に召集された市民の希望を参考にすることができる。この問題は、返答が可または否の単純な選択によっておこなわれうるように提出される。

第三一条(二四七) 法律についての審査権の行使とは別に、市民は、個人的かつ私的なかれらの利益のために、憲法上の機関に請願書をさし出す権利をもつ。

第三二条(二四八) 市民は、この権利の行使においては、憲法上の種々の機関のあいだに憲法によって設けられた漸次的順序にだけ従わせられる。

第三三条(二四九) 市民はまた、権力の濫用と法律の違反の場合に、公務員を裁判にふすことをうながす権利をもつ。